

令和2（2020）年6月15日

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会

代表 安田 秀子

〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目307

Tel/Fax 74-6198 携帯 090-6211-1602

**石狩市環境審議会で石狩湾新港洋上風力発電事業環境影響評価書の
審議をすること等を求める要望書**

要望事項

1 石狩市環境審議会の開催

石狩湾新港洋上風力発電事業環境影響評価書について、石狩市は、石狩市環境審議会を開催し、その審議会にて、環境保全の見地から石狩市が留意する点がないかどうか、環境影響評価準備書縦覧後の計画変更による評価変更の内容も含めて確認・審議することを求めます。石狩市はその審議内容の提供を受け、この事業の環境影響の程度についてきちんと認識・理解することを求めます。開催の際には市民が傍聴できるよう配慮を求めます。

2 事業者による説明会の開催

評価書について、石狩市は、事業者による一般市民に対する説明会を石狩市と小樽市において開催するよう、事業者へ働きかけることを求めます。

3 広報「いしかり」への掲載

石狩市は、評価書の内容（環境影響の程度）及び事業の内容について、広報「いしかり」に掲載し石狩市民に知らせることを求めます。

要望事項に関する説明

1 評価書確定と縦覧

去る2月4日、石狩湾新港洋上風力発電事業の環境影響評価書（以下、評価書）が経済産業省（以下、経産省）において確定の決定となりました。現在、事業者である合同会社グリーンパワー石狩（株式会社グリーンパワーインベストメントを中心とする計6社からなる）は、今年度中に着工を目指して準備の最中にあると思われま

す。また、評価書は国民に対し、縦覧されなければなりません、そう遠くない時期に実施されるのではないかと考えられます。

2 不十分な環境影響評価準備書と低周波音の累積影響評価

この事業は、4,000kW・24基、出力10.4万kWの事業として、平成28（2016）年に環境影響評価準備書（以下、準備書）縦覧を行い、北海道知事と環境大臣より複数の項目について調査が不十分であることが指摘され、経済産業大臣より勧告が出されました。さらに、当時、石狩湾新港周辺の陸側において、3事業者による大型風力発電事業が計画されていた（現在、3,000kW級・合計19基が稼働）ので、これらとの各種の累積影響について評価されなければなりません

でしたが、実施されませんでした。健康影響に直結する騒音・超低周波音の累積影響についての評価がなされず、多くの問題をはらんだ準備書であり、事業者の姿勢に大きな疑問を感じさせるものでした。

一方、研究者により、銭函風力発電事業、石狩コミュニティウインドファーム事業、石狩湾新港洋上風力発電事業から発生する低周波音により、各々300人以上、300人以上、2,000人以上の周辺住民に、圧迫感・振動感から始まり、めまい・頭痛・睡眠障害等、何らかの症状が発症する可能性が示されました。

このことを当会は、石狩市議会に対して、事業について立ち止まって見直すべきであると陳情書提出（平成29（2017）年）を通して訴えました。また、以前から市長や市担当者と面談し、この事業の問題点について説明してきました。しかし受け入れられず、住民および新港工業団地の就労者への健康影響について自ら真剣に考えようとしなない行政と議会については、大変遺憾であると思っております。

その後、研究者により低周波音についての累積影響評価がなされ、影響人口が石狩市・小樽市・札幌市の40万人に及び、約4,000人に健康影響・被害が発生する可能性が指摘され、この事業の実施に警鐘が鳴らされました（別紙参照）。

現在、陸側3事業の大型風車が稼働しておりますが、ほとんどの住民は、風車が健康影響を引き起こすことの知識もなく、現れる症状も加齢等により発症する場合もあるため、風車由来によるか区別が付けにくいので、気がつかないケースが相当あるのではと心配されます。

3 計画変更と評価書の問題点

昨年の10月、石狩湾新港管理組合HPに、この事業が、8,000kW・14基（出力10.4万kWのまま）へと計画変更になり、承認されたとの記事が掲載されました。1基の出力が2倍に増加したということは、1基から発生する超低周波音・低周波音・騒音の強さが相当に増加することを意味しています。音による健康影響は近くに存在する風車の出力に強く依存するので、出力が2倍になったということは危険性がより強まることになり、再評価は当然必要です。累積影響もしかりです。高さが165mから約200mへと約20%も高くなり威圧感が増し、景観の再評価も必要です。ブレード直径が130mから約170mと大きくなり、ブレードの回転面積は65%も増えるので、バードストライク・バットストライクの再評価も必要です。

現在の環境影響評価法では、計画変更しても事業の総出力の変化が1割を超えなければ、再評価する必要がないという取り決めになっていますが、それは火力発電所、水力発電所に対しての話であり、風力発電事業（複数の風力発電機で構成されるウインドファーム）では当てはまらないことは明白です。上記に示したように、単基出力が変わることで、様々な事項の評価が違ってきます。本来なら、再度、準備書を作成し、縦覧し、各方面からの意見を募らなければならないほどの重大な変更です。

評価書というのは、公表した準備書に各方面から出た意見をもとに、いわば清書したものです。今回は計画変更になったため、準備書で示していた予想結果はほとんど使えず、新たに評価し直した項目が多数に及び、実質的には新規の準備書ができたと同じです。しかし、評価書として縦覧するので、市民や北海道、石狩市・小樽市が疑問に思ったり、不十分だと感じた事項について意見を出し、それが反映される場がありません。

石狩市は、かねがね、「自分たちは専門家ではないので、評価書等のアセス図書を見て、判断はできない。専門家がいる石狩市環境審議会がその役目を担っているの、市の職員がやるべき

でない。」「環境影響評価手続きは国が適正に行うので、それに従う。」という旨の発言を繰り返しています。今回の評価書についても、同様の考えであると思います。

風力発電事業の評価書の審査は主務省庁の経産省が行いますが、エコパワー株式会社（現コスモエコパワー株式会社）の石狩新港風力発電所の評価書において、風力発電機の音響パワーレベル値の数値が常識的には考えられない数値であることを当会が経産省に指摘したところ、経産省はそれを認め、事業者に再度の検討を言い渡した経緯があります。このことは必ずしも国が適正に審査を行っていないということを示しています。

4 石狩市環境審議会の開催

そこで当会は、石狩市に対し、石狩市環境審議会を開催し、この審議会において、今回の評価書の内容を確認・審議することを要望いたします。各方面の専門家で構成されている環境審議会は、環境影響評価方法書、準備書に対する石狩市長意見を作成する役目を担ってきています。準備書縦覧後に大幅な計画変更を行ったこの事業について、新港工業団地就労者や近隣住宅地の住民に対して健康影響は本当にはないのか、野鳥やコウモリを含めた動物や海域の生物や生態系への影響はないのか、景観や風車の影の影響はどうか、専門家に確認していただく必要があると考えます。石狩市に代わって、確認して頂き、この事業において留意する点はないのか、教えを請う事を強く求めます。

5 単基 8,000kW になったことでの不安要素

・ **ヨーロッパの状況** 8,000kW の風力発電機は超大型であり、ドイツでは健康影響と景観への配慮から 100km 沖合に建設しています。現在の計画は海岸から約 1.9km と約 3.3km の 2 列の配置であり、あまりに近く、狂気の沙汰としか言いようがありません。

風車先進地にある欧州 WHO は欧州各国からの要望を受け、2018 年 10 月に暫定的ですが、風車騒音の規制値を設定しました。同機関は風車音には超低周波音・低周波音成分が多く含まれているので、一般的な騒音と同じ対応や対策は不適当であるということも警告しています。このことは、風車から発生する音は健康影響の原因になるということを示しており、日本の環境省の指針やガイドラインが不十分であることを示しています。

・ **健康影響** 電磁波や化学物質過敏症の方が全国に少なからず存在し、低周波音等にも過敏であることは、そのような知人複数から話を聞いたり、具合が悪くなる現場に立ち会うことで確認しています。風車稼働時に道道手稲花畔線を車で通過するだけでも頭痛等の症状がでるとのこと。昨年 12 月には花畔在住のそのような方から目眩・吐き気・頭痛がするとの連絡を受けています。電磁波や化学物質過敏症でなくても、稼働する風車のそばに近づくと、頭痛・吐き気をおこす知人が複数います。

当会は超低周波音域まで測定できる精密騒音計を所有しております。かつて、石狩放水路沿いの市民風車（1,500～1,650kW）最寄り住民には典型的な風車病の症状が出ており、住宅内外で低周波音を検出していましたが、転居されました。また、最寄り事業所において、就労者が体調不良で次々とやめていくので、怖くなって転職した人がいます。ここにおいても低周波音を検出しています。銭函風力発電所 1 号基から 4.5km、石狩風力発電所から 3.3km、石狩コミュニティウインドファーム 7 号基から 3.1km の住宅では、低周波音が届いており、住民からは北西風の強い冬は体調の悪い日が多かったと聞いております。

現時点において、新港工業団地事業所、あるいは花畔・樽川地区住宅地において何らかの健康問題が起きていないか、当会は大変憂慮しております。世界中の風車被害者は、頭痛、目眩、吐き

気、睡眠障害、高血圧症、心血管障害、ストレス、イライラなどの共通した病気を発症しています。超低周波音・低周波音を何年も長期間浴び続けると、体内の組織構造に変化を生じ、例えば血管壁の肥厚がおき、血管の梗塞から死に至る可能性も指摘されています。

今後、陸上に自主アセスの2,000kW級風車3基、洋上に巨大8,000kW風車・14基が建設され、就労環境および住環境は大幅に悪化することを真剣に考えていただきたいと思います。日本での風車からの騒音・超低周波音の評価は全く信頼できません。

・**建ったら最後、風車は止められない** 「何かあったら、風車を止めれば良い、あるいは壊せば良い」という類の発言は、残念ながら未だに聞こえてきます。「何かあったら」とは、誰かに不利益が生じた場合、風車の存在や稼働とその不利益の間に「因果関係」が証明されたらということです。不利益を被った市民等がそれを証明することが求められ、大変難しく困難な作業に伴い、多くの方はできない可能性が高いと思われます。事業者も石狩市も国も、この証明はそうそう簡単にできないということは、当然承知のことと思います。現在、四国で風車による健康被害を受けている方が訴訟を起こしていますが、継続する体調不良の中、大変なご苦勞をされています。評価書確定を経て、建設・稼働しており、法的に全く問題がなくても、現在の騒音・超低周波音の評価手法に問題・限界があることを示しています。日本全国に次々と風車事業が評価書確定済みになっているので、今後も犠牲者は増え続けるでしょう。

事業者は勿論、国も自治体も予防原則など一顧だにしない、先進国とは思えない日本の恐ろしい実態を示しています。石狩市でも起こる可能性は否定できません。当事業も含め、新港周辺の大規模風力発電事業により、工業団地就労者や周辺住民に不利益が生じた場合、事業者が誠意を持って対応するよう、石狩市と事業者間で協定締結することを当会は要望しましたが、受け入れてもらえませんでした。

・**景観** 最近、石狩市や札幌市の知人からは、「随分大きい風車が増えてびっくりしている」との声を聞きます。知らないうちにどんどん林立する風車。特に景観については巨大工作物なので相当数の人々が目にしており、好き嫌いに問わず変化した景観を強要させられる状況になっています。さらにこの度は超巨大風車であり、多くの人々が、予告もなく断りもなく、生活景観として、巨大で無機質な構造物を毎日見なければならない状況に陥られるのです。これは景観に対する暴力行為・破壊行為であると考えます。今の環境影響評価手法では景観を適正に評価し守ることはできません。

・**石狩湾は種の存続に必要な場所** 石狩湾の沿岸、積丹半島から雄冬岬を含めて概ね水深50mまでのエリアは、環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定しています。多種多様な、海鳥を含めた鳥類、魚類や貝類を含めた底生生物等、生き物が産卵し、生育する場になっており、その種が存続していくために必要不可欠な場と言えます。重要な水産資源であるサケやニシンの稚魚が幼魚に育つ場所でもあります。日本海側の海の生態系の要の場所だと思えます。このことを考えると、石狩湾には、海上で騒音・超低周波音を発生しながら回転する巨大なブレード、海中・海底にブレードの回転等で発生した振動を伝えるタワー等の人工物を建設するのは避けるべきだと思います。海の生態系への影響が十分評価されていません。

6 石狩市の責任

「(評価書は)国が認めたから大丈夫(環境影響はおこらない。おきたとしても事業者あるいは国の責任)」という言葉は責任転嫁の逃げ言葉であることはご承知と思います。国民は皆、健康に暮らす権利を持っています。国や地方自治体は国民やその住民の健康を守る責任がありま

す。環境審議会の開催はその責任履行のささやかな一端となります。

7 結末

当事業の超巨大風力発電機に近接して 15,000 人が働き、低周波音等を浴びながら暮らし続けなければならない住民が周辺に 40 万人いるという現実があります。当事業計画地のある石狩湾では漁業者が漁業を営んでいます。多くの海の生き物、野鳥等が石狩湾および周辺に生息し、豊かな生態系を築き上げています。海の自然景観に心が解放され、癒されます。私たち人間はこの石狩湾から様々な恩恵を受けています。果たして、私たちの健康な暮らしと豊かな石狩湾の自然は守られるのでしょうか？

国は、わが国で計画されている「似非（えせ）」洋上風力発電事業、あるいは洋上「もどき」風力発電事業を行うことで生ずる問題点を知っているはずですが。発電した電気と儲け（国民が払った再エネ賦課金）のほとんどは東京へ行き、被害は地元でひきうけるという恐ろしい結末が待っています。このことはかつての原発事業のやり方と同様の構図です。

まとめ

石狩市が、市の政策として風力発電事業を推進するなら、石狩市自体が風力発電のデメリットについても情報を集め、勉強するのが当然と市民は考えます。今回の超巨大風力発電機 8,000kW・14 基の建設を控え、石狩市として、この事業の建設時および稼働時にどのような点に配慮、留意すべきかをしっかり把握しなければならないはずです。ヨーロッパでの洋上風力発電事業は平均 50km 沖に建設しています。現計画（約 3km）の比ではありません。万が一に備えることが必要なのではないのでしょうか。どうか石狩市環境審議会を開催し、専門家である審議会委員の話に耳を傾け、環境影響の程度をきちんと把握し、石狩湾の環境保全、そして、周辺就労者と住民の健康を守る責任を全うして下さることを強く求めます。審議会は市民が傍聴できるよう配慮を求めます。

合わせて、事業者による住民への説明の場を持つよう、事業者へ要望していただくようお願いいたします。事業を実施するにあたり、環境影響についてどのように配慮・対策することで、自然や健康への影響が抑えられるのか、納得のいく説明が求められます。

さらに、今回の事業について、広報「いしかり」を活用し、どのような事業規模で、環境影響については、各項目についてどの程度の影響が予想され、どのような配慮・対策で自然や人への影響が抑えられるのか、わかりやすい解説を求めます。石狩湾新港岸壁の強靱化工事の説明も必要です。

この事業は、石狩市が関わっている事業で各種の責任が伴うということを忘れないでください。「事業主体は民間事業者で、環境影響評価は国が行ったのだから、石狩市は関係ない」とは誰も思っていないと思います。

検討いただいた結果は、書面でいただけると幸いです。

以上